

## 年金・人事・保険制度 無料相談会

日時 平成17年12月3日(土) 午前10時00分 ~ 午後4時00分  
場所 高梁総合文化会館 2階 第1会議室  
高梁市原田北町1212 電話: 0866-22-1040

主催 **岡山県社会保険労務士会 備北支部**

事業主、従業員、年金受給者、ご家族の育児・介護をされている方々の、それぞれの立場からのご相談に回答いたします。

例)

厚生年金および国民年金のしくみや手続き  
賃金、休暇、災害補償、退職などの処遇に関するお悩み  
育児・介護、健康保険の制度のご利用方法  
雇入れ、職探し、失業に関するお悩み  
その他労働保険・社会保険に関するもの

ご相談者とその内容に関する事項の 秘密は厳守 いたします。

### 労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度の強化

- ❑ 加入手続について行政機関からの指導等を受けたにもかかわらず、事業主がこれを行わない期間中に労災事故が発生した場合、現行の取扱いでは「故意又は重大な過失により手続を行わないもの」と認定して保険給付額の40%を徴収しているが、これを改め、「故意に手続を行わないもの」と認定して、**保険給付額の100%を徴収する。(全額会社負担)**
- ❑ 加入手続について行政機関からの指導等を受けていないが、事業主が事業開始の日から1年を経過してなお加入手続を行わない期間中に労災事故が発生した場合、「重大な過失により手続を行わないもの」と認定して、新たに費用徴収の対象とし**保険給付額の40%を徴収する。**

背景 労災保険の適用事業であるにもかかわらず、加入手続を行わない未手続事業の数は約54万件に上ると推定される。労災保険制度の運営を行う上で、また、**適正に保険料を納付している事業主との間の費用負担の公平性を確保するためにも、これを早急に解消することが課題となっている。**

### カルトクイズ 年 & 金

問題です。(解答・解説はウラ面)

障害基礎年金を受給するための初診日の要件

20歳以上の保険料を納めるべき者(被保険者)であること、または、過去に被保険者であり、現在日本に住所を持つ60歳以上  未満であること。

同 障害認定日における要件

初診日から  経過した日または  以内の傷病が固定した日に障害等級が1級または2級であること。

同 保険料納付要件

初診日の前日の時点で、20歳に達した月から初診日の  までの期間(=被保険者期間)に、保険料の未納の通算月数が被保険者期間の月数の  未満であること。

ただし、初診日が平成18年3月31日までの場合は、初診日の  までの  年間に保険料の未納期間がなければ、上記を満たさなくてもよい。(特例措置)

### ご存知ですか? こんな制度

年次有給休暇付与に関する出勤率の計算

雇入れの日から6ヶ月以上勤務し、全労働日の8割以上出勤した従業員に対しては、所定日数の年次有給休暇を付与しなければなりません。出勤日数 ÷ 全労働日 による出勤率の出勤日数には

- (1) 年次有給休暇を取得した日
- (2) 法定の産前産後の休業期間
- (3) 法定の育児休業・介護休業の期間
- (4) 業務上の傷病による休業期間

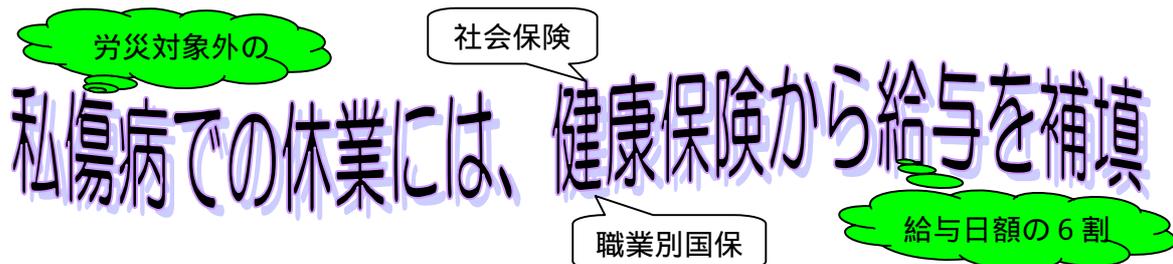
を含めることとし、全労働日には

- (1) 会社の都合による臨時休業
- (2) 正当な労働争議による不労日

を含めないこととします。

また、所定の休日に労働した日は、どちらにも含めません。なお、生理休暇、会社が規定した慶弔等の休暇、公民権行使による休業に関しては、その扱いは会社にゆだねられています。

## 健康保険の傷病手当金



会社に法定どおりの規則がある場合は、入社して6ヶ月未満の従業員さんには年次有給休暇がありません。そのように有休がない方、少ない方、あるいは有休を消化してしまった方が虫垂炎やインフルエンザ、食中毒などの私傷病で休業されたときには、健康保険から傷病手当金が給付されます。

### 給付要件

1. 労災による傷病ではない
2. 職場所定の休日を含めて連続4日以上労務に服することができない

### 給付金額

連続した就労不能日の4日目から、1日（職場所定を休日を含む）につき標準報酬日額（標準報酬月額÷30）の6割・・・4日目から=3日の待期

### 支給期間

支給（休業）を開始した日から起算して1年6ヶ月

### その他

1. 最初の3日間（待期）を有休としても4日目から傷病手当金が支給される
2. 4日目以降に傷病手当金以上の給与の支払いがあると、その日に対しては傷病手当金は支給されない
3. 職場復帰した後に、その傷病が治癒することなく再度休業した場合は、再休業を開始した日から傷病手当金が支給されるが、支給期間は最初の支給を開始した日から起算して1年6ヶ月まで



なお、国民健康保険に関しては、建設国保の場合は給付金額が入院1日につき4,000円、支給期間が90日（加入後3ヶ月以内の期間は不支給）であり、医師国保の場合は待期が14日、給付金額が5,000円、支給期間が1年となっています。しかし、市町村国保の場合は、高梁市、吉備中央町、総社市を含めたほとんどの市町村で傷病手当金の制度はありません。

なお、今回の内容は 派遣従業員の扱い です。

## 今すぐ使えるフリーソフト



### 社会保険料・源泉徴収税額の計算

<http://www.jfast1.net/~nzeiri/syahoMENU.htm>  
<http://www.jfast1.net/~nzeiri/gensenzeiMENU.htm>

Internet Explorer などのブラウザに給与・賞与・退職金などの金額および関連事項を入力すると、課される保険料や税額が表示されるアプリケーション・サービスです。少人数の給与計算であれば、専用ソフトよりも魅力的？



### 社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183  
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184  
 URL <http://stop-click.com/>  
 e-Mail [nishikawa@stop-click.com](mailto:nishikawa@stop-click.com)

## カルトクイズ 年 & 金

解答・解説（ご意見・ご質問を承ります）

:65歳、 :1年6ヶ月、 :前々月、 :3分の1、 :1  
 :65歳以上は老齢基礎年金の受給が可能なので、「65歳以降に初診日がある傷病」による障害基礎年金の支給は、原則としてありえません。  
 :傷病の固定とは、治療の効果がこれ以上期待できない状態をいい、心臓ペースメーカーの装着や 損傷部分の切断または離断も 傷病の固定に該当します。  
 :保険料の納付期限はその月々の翌月末日であるため、初診日に確実に確認できる納付状況は前々月までのものとなります。  
 また、「前日の時点で」とは、初診日以降の駆け込み納付を認めないための措置です。  
 :残りの3分の2には、保険料の納付期間（厚生・共済年金の期間や国民年金の第3号の期間を含む）のほかに、全額免除期間、学生納付特例期間などが含まれます。  
 :特例措置は平成28年まで延長される見込みです。